主任児童委員

民生委員・児童委員のための

# 児童虐待対応の手引き

改訂版

笠間市要保護児童対策地域協議会

（笠間市こども政策課）

| | 発行日 | 改訂内容 |
|---|---|---|
| 第 1 版 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 初版発行 |
| 第 2 版 | 令和 6 年 7 月 1 日 | 令和 6 年 4 月 1 日の笠間市組織改編に伴い、子ども福祉課の名称及び連絡先をこども政策課へ変更<br><br>P.11<br>要保護児童対策地域協議会機関・団体の追加及び名称修正 |

# 目　次


１　児童虐待の４つのタイプ　Ｐ４

２　虐待の要因　Ｐ５

３　虐待がこどもに及ぼす影響　Ｐ６～７

４　虐待対応の基本原則　Ｐ８

５　要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク　Ｐ９～11

６　発見から通告まで　Ｐ12～13

虐待に気づくためのチェックリスト　Ｐ14～15

児童虐待の重症度の判断基準　Ｐ16～17

こども対応連絡票　Ｐ18

通告・通報先　Ｐ19

## １　児童虐待の４つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者）がその監護するこどもに対して行う行為で、具体的には以下の４つの類型が児童虐待防止法に規定されています。

**身体的虐待**

殴る。蹴る。突き飛ばす。
たばこの火などを押し付ける。
熱湯をかける。首を絞める。
戸外に締め出す。
閉じ込める。縛り付ける。
など

**心理的虐待**

ひどい言葉を浴びせる。
罵倒する。脅す。
無視する。
きょうだいと差別する。
配偶者に対する暴力や暴言
きょうだいに対する虐待。
など

**複合型**

**ネグレクト**

遺棄。置き去り。食事を与えない。
衣服を長期間不潔なままにする。
病気でも受診させない。
登園、登校させない。
同居者等が虐待を行っていることを放置する。　など

**性的虐待**

性交。性的行為。
性器や性行為を見せる。
ポルノ写真を撮る。
入浴やトイレを覗く。
など

### DVとこどもの虐待

DVとはdomestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者間等で起こる身体的、精神的、経済的、性的暴力や、暴力による支配関係のことをいいます。

こどものいる家庭においてDVが行われた場合、こどもは著しい精神的負担を重ねることになるため、こどもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応します。また、DV加害者の行為がこどもに向く可能性もあるため、こどもの安全を念頭にした介入が必要です。

## ２　虐待の要因

児童虐待を引き起こす要因はさまざまです。虐待する保護者の要因だけでなく、こどもや家族の要因、社会的要因も含めて理解することが必要です。

また、これらを理解し虐待のリスクを減らすことで、虐待防止にもつながります。

### （１）保護者の要因

・保護者自身に被虐待体験がある。
・保護者自身の生育歴に、大人からの愛情不足がある。
・子育てに関する知識が不足している。
・養育態度や社会性が未熟である。
・障がい、精神疾患、依存症がある。

など

### （２）こどもの要因

・発達の遅れや偏りがある。
・よく泣く、寝ない、落ち着きが無いなどの「育てにくさ」がある。
・早期の親子の分離体験（低体重出生、障がい、慢性疾患）がある。

など

### （３）家庭環境の要因

・配偶者の不在、または協力関係が不足している。
・ドメスティック・バイオレンスがある。
・失業や低所得により経済的に困窮している。
・きょうだいに（２）のような問題がある。

など

### （４）社会からの孤立

・相談・援助を求めることが苦手である。
・親族や近隣と疎遠である。

など

## ３　虐待がこどもに及ぼす影響

### （１）身体的影響

打撲、切り傷、やけどなどの外から見える傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。重篤な場合、死に至ったり重い障がいが残ったりすることがあります。また、愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。

### （2）知的発達への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習することが困難だったり、ネグレクトの状態で登校がままならない場合があります。その結果、もともとの能力に比べ知的発達が不十分なことがあります。

また、保護者がこどもの知的発達にとって必要な情緒的なやり取りを行わなかったり、逆に発達レベルにそぐわない過大な要求をすることによって、発達が阻害される場合があります。

### （3）心理的影響

①　対人関係の障がい

こどもにとって安心を与える存在であるはずの保護者から虐待を受けると、こどもは欲求を適切に満たすことができなくなります。そのために愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係が築けず、結果として他人を信頼し愛着関係を形成できなくなることで、対人関係において様々な問題を生じることがあります。

例えば、不安定で両極的で矛盾した態度をとる、反対に無差別に薄い関係を持つ傾向などが見られます。

②　低い自己評価

こどもは、虐待されるのは自分が悪いからだと考えたり、自分は愛情を受けるに値しない人間だと感じたりします。そのため自己の評価が低下し、自己肯定感が持てない状態になることがあります。

③　行動コントロールの問題

保護者から虐待を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、粗暴になることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する傾向を持つ場合があります。

④　多動

保護者から虐待を受けたこどもは、刺激に過敏になり落ち着きの無い行動をとることがあります。注意欠陥多動性障害(ADHD)に似た症状なので、鑑別が必要になります。

⑤　心的外傷後ストレス障害(PTSD)

受けた心の傷（トラウマ）は、適切な治療を受けないまま放置されると、将来にわたって心的外傷後ストレス障害(PTSD)として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合があります。例えば、感情のコントロールがうまくいかず攻撃的、衝動的な行動が現れる、逆に回避的になったり情緒的反応性が悪くなったりする等です。

さらにPTSDを抱えたまま親となった場合、上記のような特徴からこどもへの虐待につながることもあります。

⑥　偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することで、大人の欲求を先取りした行動をとる、あるいは、不安定な保護者に変わり大人の役割分担を果たそうとすることがあります。一見よくできたこどもにも見える一方で、思春期等に問題が表面化することもあります。

⑦　精神的症状

反復性のトラウマにより、防衛機制として病的な症状を示すことがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等があり、さらに強い防衛機制として解離が現れたり、まれに解離性同一性障害に発展する場合もあります。

虐待のタイプと強さ、虐待を受けた年齢、期間によって異なりますが、虐待はこどもの心身の成長に様々な悪影響を与えます。その回復のためには長期間の治療やケアが必要になります。これらは虐待によってのみ起こるものではありませんが、症状からさかのぼって虐待を発見する場合もあります。

## 世代間連鎖の問題

児童虐待をする親や祖父母にも被虐待体験があり、上記のような特徴が見られる場合もあります。また、虐待による被害を適切にケアされなかったこどもは、そのこどもに対して虐待をしてしまうこともあります。

しかし、周囲の支えがあれば、虐待の連鎖を断ち切ることができます。

## ４　虐待対応の基本原則

### （１）こどもの最善の利益

保護者との関係性を重視するあまり、こどもの被害についての認識が薄れたり、対応が遅れたりしてはなりません。虐待は虐待者からの観点ではなく、こどもの視点から捉えます。

・こどもの心身の成長に悪影響は無いか。
・こどもが苦痛を感じているか。

危険度が高いと思われる場合、早急にこどもの安全確認を実施し、必要な場合には安全な環境を確保します。

### （２）虐待者への姿勢

①　保護者のありのままを受容する

時に保護者の意に反した対応もするとはいえ、気持ちは受容することが重要です。保護者の置かれている状況や背景を理解し、つらさに寄り添います。また、努力に対しては労います。

②　支援者としての立場

「こうするべき」という指示的、指導的な態度は、「責められている」と受け止められて介入を拒まれる原因になります。親子関係の再構築をめざすためには、受容と共感の立場に立ち、一緒に考える関係をつくります。

### （３）関係機関の連携

①　複数の機関での対応

虐待には、多種多様な家庭的問題が含まれている場合が多く、複数の機関が関わることで全体像が理解できることがあります。また、各機関にはそれぞれ強みと限界があり、他の機関との連携が必要な場合があります。

笠間市こども政策課が「受理」し、要保護児童対策地域協議会の台帳に登載されることで、情報交換と連携が可能になります。

②　主担当機関の決定と役割分担

複数の機関が譲り合い支援が抜け落ちないよう、役割分担を確認します。まず、主担当機関が児童相談所なのか笠間市こども政策課なのかを決めます。また、地域の関係機関も含め、主たる援助者（キーパーソン）と連携する者の役割分担を明確にします。各機関の考え方の違いや温度差が生じないよう、些細なことでも情報を共有し、行動を確認しあう姿勢が必要です。

③　組織ぐるみの対応と進行管理

一人の援助者のみの関わりは、思い込みによる偏った支援や、行き詰りの原因になります。上司に相談する、会議で決定するなど、組織で対応し、進行管理をします。

## ５　要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク

### （１）要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

被虐待児童だけでなく、保護や支援を要するこどもの早期発見と早期対応を目的とし、児童福祉法第２５条の２の規定に基づき設置しています。

笠間市では、学校、保育所、保健所、医療機関、警察署、児童相談所など、子どもに関わる様々な機関によって構成されています。

※（6）構成機関一覧

### （２）対象となるこども等

要保護児童

保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童（虐待を受けている児童など）

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(虐待につながるリスクを減らすための支援が必要な児童）

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(若年、傷病・障害、妊婦健診未受診、望まない妊娠などの理由で産前からの支援が必要な妊婦）

※「子ども虐待対応の手引き（厚生労働省平成２５年８月改正版)」より引用

### （３）要対協におけるこども政策課の役割

①　調整機関

情報交換や各種会議実施の中核となり、こどもの安全と安心に向けた連携がスムーズになるよう調整します。また、要保護児童等に関する台帳を作成し、支援状況の把握を行います。

②　要対協として調査の実施

要保護児童等の安全を目的として、要対協の構成機関以外に対しても情報提供を求めることができます（児童福祉法第２５条の３)。具体的には、住民基本台帳の閲覧、医療情報の取得、転入前の自治体の情報取得、出入国状況調査などがあります。

## （４）要対協の約束

①　守秘義務

要対協の構成機関の間では、速やかにこどもの安全を確保するため、守秘義務のもと、必要な個人情報のやりとりをすることができます。

要対協の虐待対応においては、こどもの安全の確保が優先され、守秘義務違反や個人情報保護法の法令違反とはなりません。

②　隙間の無い支援

要保護児童等に対しては、緊急度や問題の背景に応じて、継続的な支援や専門的な支援が必要となります。関係機関のはざまに陥らないよう、役割分担などの連携体制の確認が必要です。

## （５）要対協の活動

●代表者会議

要保護児童等に対する支援について総合的な検討を行う

各機関の代表者が出席し、要保護児童等の支援に関する総合的な取り組みについての協議を行い、活動状況の報告及び評価を行います。-

●実務者会議

要保護児童等の実態及び支援状況の情報共有を行い、各機関の役割や機能が効果的に発揮できるようにする。

児童相談所をはじめ各機関の実務責任者が出席し、要保護児童等に関する具体的施策の実施状況等について協議します。

◇ケース進行会議…ケースの支援経過を関係機関で共有し支援方針や役割分担に沿った支援が実施されているか定期的に確認し、必要に応じ個別ケース会議での協議につなげます。

◇主任児童委員連絡会…笠間、友部、岩間の各地域で事例を交え、地域の実情を踏まえた支援について協議します。

◇その他…新規ケースについて情報交換や事例検討などを行います。

●個別ケース検討会議

個々のケースについて関係機関が意見交換し、対応方針や役割分担を決める。

個別ケースに関わる実務担当者が出席し、支援経過の確認、今後の方向性や機関ごとの役割分担を協議します。

## （6）こども支援のネットワーク

こどもに対する虐待の背景には、親子の関係だけではなく、夫婦や近隣、職場等の人間関係の問題や、経済的問題、健康状態など様々なものが重なり合っている場合があります。そのため、それぞれの機関の持つ情報や強みを組み合わせて支援をしていく必要があります。

また、虐待の早期発見・早期支援のためには、こどもや家庭が日常的に関わる機関や地域の「目」がとても重要なものとなります。地域と関係機関によるネットワークが、こどもの安全を守ります。

笠間市要保護児童対策地域協議会機関・団体

| No. | 機 関 の 名 称 |
|---|---|
| 1 | 水戸地方法務局　人権擁護課 |
| 2 | 茨城県中央児童相談所 |
| 3 | 茨城県中央保健所 |
| 4 | 茨城県立中央病院 |
| 5 | 茨城県立こころの医療センター |
| 6 | 笠間警察署　生活安全課 |
| 7 | 笠間市連合民生委員児童委員協議会（主任児童委員） |
| 8 | 笠間市人権擁護委員協議会 |
| 9 | 笠間市青少年相談員会 |
| 10 | 笠間市医師会 |
| 11 | 笠間市歯科医師会 |
| 12 | 笠間市学校長会 |
| 13 | 笠間市社会福祉協議会 |
| 14 | 学識経験者 |
| 15 | 笠間市 家庭児童相談員 |
| 16 | 笠間市 学務課 |
| 17 | 笠間市 社会福祉課 |
| 18 | 笠間市 笠間支所保険福祉課 |
| 19 | 笠間市 岩間支所保険福祉課 |
| 20 | 笠間市 こども部 |
| 21 | 笠間市 こども福祉課 |
| 22 | 笠間市 こども育成支援センター |
| 23 | 笠間市 こども政策課 |

# ６　発見から通告まで

## （１）虐待の判断にあたっての留意点

☆虐待の定義はあくまでもこども側の視点から考えます
☆保護者がいくら一生懸命で、かわいいと思っていても意図的ではなくても、こども側にとって有害であればそれは「虐待」です。
☆暴行や体罰を「しつけ」と主張する場合がありますが、これらの行為はこどもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり不適切な行為であることを認識するべきです。

いつでもこどもの立場から安全と健やかな育成がはかられているかどうかを判断する

**通告はためらわない**
**通告をしなくてもよい理由は探さない**
**★虐待ではないかもしれない**
**★もっと虐待されるかもしれない**
**★保護者とのトラブルになるのではないか・・・**
などと一人で心配せず、通告しましょう。
虐待の判断は難しいため、通告者が判断する必要はありません。
通告をしてもこどもの不利益になることはありません。

児童虐待の防止に関する法律第6条(平成16年改正)
通告しなければならない児童は、虐待を受けた児童＝児童虐待を受けたと思われる児童に改正

## （2）　児童虐待の早期発見の義務

① 幼稚園や学校、保育園や児童福祉施設、病院その他
② 保育関係者、幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他
児童の福祉に職務上関係のある団体（機関）や職員には、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

◆ 児童虐待の防止等に関する法律第５条

## （3）児童虐待を見逃さないために

### 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

**不自然な傷・あざ**

こどもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができたりする場合は注意が必要です。

**不自然な説明**

これは虐待している大人にも、虐待を受けているこどもにもみられます。こどもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。こどもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

**不自然な表情**

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

**不自然な行動・関係**

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、こどもの事を非常に心配していると言いながらこどもの様子に無頓着だったり、平気でこどもを一人にして遊びに行ってしまったりするなど、不自然な行動がみられることがあります。

図 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

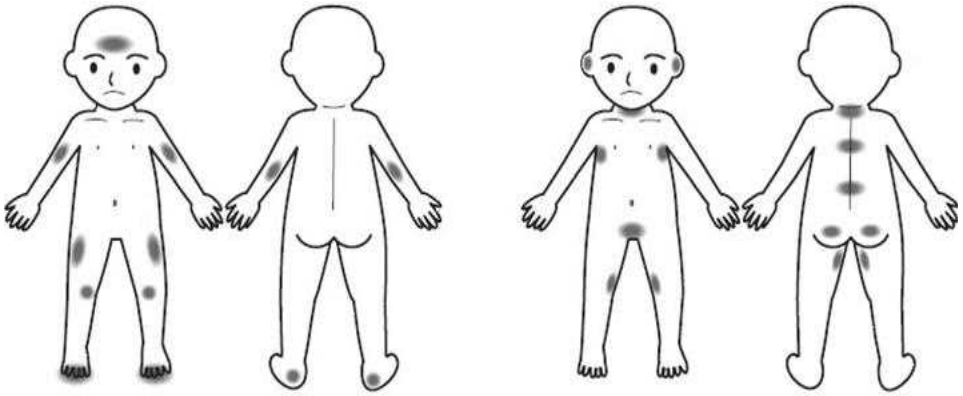

# 虐待に気づくためのチェックリスト

| | |
|---|---|
| 通告者の確認 | 通告者の所属：　　電話番号 |
| | 連絡をした方のお名前 |
| | 相談内容：　・通告　・相談　・情報提供 |

| 主に、次のような状況をお伺いいたします | |
|---|---|
| 基本 | こどもの氏名：　（平成・令和　年　月　日生） |
| | 住所： |
| 相談歴 | 無　・　有　（　） |
| こども | ・帰りたくない様子　・大人と話せる　・情緒の不安定<br>・障がいや発達の状況　・健康状態（体格・体重など） |
| 保護者 | ・ＤＶの有無　・こどもへの関心　・養育意欲　・援助を求める力<br>・情緒の安定　・性格　・養育や家事能力　・近隣との関係 |
| 家庭 | ・ステップファミリー　※1　・経済状況（生活保護受給　仕事なし等）<br>・住居（戸建て、アパート）　・衛生状態　・ひとり親<br>・きょうだいの有無　・親族や援助者の状況　・不審な同居者の有無 |
| 関連 | ・学校、児童館、保育園、幼稚園　・福祉　・保健 |

※1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係、
きょうだい関係を内含する家族

| 虐待に気づくためのチェックリスト | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 虐待の種類に〇をつけてください（重複可） | | | | | |
| | 身体的虐待 | | | 心理的虐待（ＤＶ　有・無） | |
| | ネグレクト | | | 性的虐待 | |
| 該当する番号にに〇をつけてください | | | | | |
| こどもの様子 | 1 | 体に不自然なあざや傷がある | こどもの様子 | 16 | 年齢不相応な性的遊びや発言がある |
| | 2 | 家の外に締め出されている | | 17 | 性的なことに異常に反応する |
| | 3 | 夜遅く出歩いている | | 18 | きょうだいを含め、これまで民生委員の関わりがある |
| | 4 | 公園などで一人もしくはこどもだけで遊んでいる | | 19 | こどもがけがや病気をしても医者に診せない |
| | 5 | 乱暴・暴言などの言動がある | 保護者の様子 | 20 | こどもを叩く音や怒鳴る声がする |
| | 6 | 表情や反応が乏しい | | 21 | 小さなこどもを置いて保護者だけでよく外出している |
| | 7 | 家に帰りたがらない | | 22 | 人前でもこどもを叩いたり怒鳴ったりする |
| | 8 | 食べ物を万引きしている | | 23 | 近隣との交流がない |
| | 9 | 食事を与えられていない | | 24 | 近隣とトラブルが絶えない |
| | 10 | 警戒心が強い　態度がおどおどしている | | 25 | 働いていない等経済的基盤がわからない |
| | 11 | 妙になれなれしい | | 26 | 家庭内トラブルがあり警察が来たことがある |
| | 12 | 同年齢児に比べ背が低い | | 27 | 家族の中に病気、障がい、精神不安定な人がいる |
| | 13 | 同年齢児に比べとても痩せている | | 28 | 同居者がよく変わる |
| | 14 | 衣類や服の汚れが目立ち臭いがする。同じものを着ている | | 29 | 支援に拒否的である |
| | 15 | 季節にそぐわない服装をしている | 住環境 | 30 | 著しく不衛生な住環境で生活している（ごみ屋敷など） |

# 児童虐待の重症度の判断基準

**① 最重度**　（生命が危ぶまれる）

- □ 頭部外傷の可能性→投げる、頭部を殴る、逆さ吊り、乳児を強く揺する
- □ 腹部外傷の可能性→腹部を蹴る、踏みつける、殴る
- □ 窒息の可能性→首を絞める、水につける、布団蒸しにする、鼻と口をふさぐ
- □ 脱水症状、栄養不足のために衰弱している
- □ 感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診なく放置されている（障害児の受容拒否に注意）

**② 重　度**　（こどもの健康や成長、発達に重大な影響がある）

- □ 医療を必要とする外傷→新旧多数の打撲傷。骨折、裂傷、眼の外傷。熱湯や熱源による火傷がある
- □ 精神症状がみられ、医療的なケアが必要である
- □ 成長障害や発達の遅れが顕著である
- □ 明らかな性行為やわいせつ行為、あるいはその疑いがある
- □ 必要な食事、衣類、住居が保障されていない
- □ 家から出してもらえない、閉じ込められている
- □ こどもを傷つけるなど、サディスティックな行為がある

**③ 中　度**　（入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、人格形成に問題を残すことが危惧される）

- □ 慢性のあざや傷ができるような暴力を受けている
- □ 長期にわたり身体的ケアや情緒的ケアを受けていないため、人格形成に問題が残る危険性がある
- □ 生活環境や育児条件が極めて不良なため、事態の改善が望めない
- □ 長時間大人の監護なく家に放置されている

**④ 軽　度**　（実際にこどもへの暴力や養育に対する拒否感があり、虐待している親や周囲の者が虐待と感じているが、衝動のコントロールができ、かつ親子関係に重篤な病理がない）

- □ 外傷が残らない暴力
- □ こどもに健康問題を起こすほどでないネグレクト

## ⑤　疑　い

□　重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの

参考　ＮＰＯ法人児童虐待防止協会「子どもの虐待ホットライン」より

□「最重度　生命の危険あり」「重度虐待」該当　＝　緊急性高
→　原則児童相談所通告および警察通報

□「中度虐待」該当　＝　緊急性高
→　原則児童相談所通告（必要に応じ警察通報）

□「軽度虐待」「虐待の疑い」該当　＝　緊急性低
→　原則笠間市こども政策課通告

※念のため電話連絡後に送付願います。電話　0296－78－3155

**付票不要　　FAX:0296－77－9146（笠間市役所　こども政策課行き）**

# こども対応連絡票

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受理年月日 | | 令和　　年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分 | |
| こども | ふりがな<br>氏　名 | | |
| | 生年月日 | 平成・令和　　年　　月　　日生（　　）歳　　男・女 | |
| | 住　所 | 笠間市 | |
| | 就学状況 | 未就学 ／ （　　）保・幼・小・中・高　　年　　組 | |
| 保護者 | ふりがな<br>氏　名 | | |
| | 職　業 | | |
| | 続柄年齢 | 続柄(　　)　年齢(　　)歳 | 続柄(　　)　年齢(　　)歳 |
| | 住　所 | 笠間市　　電話 | |
| 虐待内容 | | ・誰から<br>・いつから<br>・頻度は<br>・どんなふうに | |
| 虐待の種類 | | （主◎　従○：身体的／性的／ネグレクト／心理的） | |
| こどもの状況 | | ・現在の居場所：<br>・登園・登校の状況：<br>・心身の状態： | |
| 家庭の状況 | | ・家庭内の協力者　（　　）<br>・家族以外の協力者（　　）<br>・きょうだいの有無　有・無<br>・同居家族 | |
| 情報源と<br>保護者の了解 | | ・通告者は　実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した<br>・通告者は　関係者（　　）から聞いた<br>・保護者は　この通告を（　承知・拒否・知らせていない　） | |
| 通告者 | 氏　名 | | |
| | 住　所 | 笠間市　　電話 | |
| | 関　係 | 家族・親族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・その他 | |
| | 通告意図 | こどもの保護　・　調査　・　相談 | |
| | 調査協力 | 調査協力（　諾　・　否　）　当課からの連絡（　諾　・　否　） | |

＜通告・通報先＞

◎　中央児童相談所
☎　029-221-4150
〒310-0005　水戸市水府町864-16

◎　笠間警察署　生活安全課
☎　0296-73-0110
〒309-1614　笠間市寺崎79番地１

◎　笠間市こども政策課
☎　0296-78-3155
〒309-1734　笠間市南友部1966-1（地域医療センターかさま行政棟内）

## 児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」（いちはやく）

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」とは・・・

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。
こどもたちや保護者のＳＯＳの声をいちはやくキャッチするため、通話料は無料化されています。